

議 第 43 号

令和 4 年 2 月 16 日提出

熊本市奨学金条例の一部改正について

熊本市奨学金条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市奨学金条例の一部を改正する条例

熊本市奨学金条例（平成 14 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 奨学金の貸付け（第 2 条—第 13 条）

第 3 章 高校等進学支援金の支給（第 14 条—第 18 条）

第 4 章 雑則（第 19 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（以下「学校等」という。）に在学する者で、」を削り、「もの」を「者」に、「貸付けを行い、もって」を「貸付け等を行うことにより、」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 奨学金の貸付け

第 2 条中「すべて」を「全て」に改め、同条第 2 号中「学校等」を「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（以下この章において「学校等」という。）」に改める。

第6条第1項中「減額貸付」を「減額」に改め、同条第2項中「奨学金」の次に「の貸付け」を加える。

第14条を第19条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 雑則

第13条の次に次の1章を加える。

第3章 高校等進学支援金の支給

(支援金の支給)

第14条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、高校等進学支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

- (1) 本市に居住する者であること。
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に掲げる高等学校等（第18条において単に「高等学校等」という。）への翌年度の入学を許可された者であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていること又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。）の所得割が非課税であること。
- (4) 過去にこの条例による支援金の支給を受けていない者であること。
- (5) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号又は第3号に掲げる者に該当しない者であること。

(支給申請)

第15条 支援金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(支援対象者の決定)

第16条 支援金の支給を受ける者（第18条において「支援対象者」という。）は、教育委員会の意見を聴き、市長が決定する。

(支援金の支給額)

第17条 支援金の支給額は、40,000円とする。

(支給決定の取消し)

第18条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援対

象者に係る支給の決定を取り消すこととする。

- (1) 高等学校等に入学しなかったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

2 支援対象者は、前項の規定により支援金の支給を取り消された場合において、既に支給を受けた支援金があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。

別表中「別表」を「別表（第5条関係）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提出理由）

経済的理由により修学が困難な者に対し、高校等進学支援金を支給するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

改正後（案）	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 奨学金の貸付け（第2条 第13条）</p> <p>第3章 高校等進学支援金の支給（第14条 第18条）</p> <p>第4章 雑則（第19条）</p> <p>附則</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、 経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金の貸付け等を行うことにより、社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的とする。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（以下「学校等」という。）に在学する者で、</u>経済的理由により修学が困難な<u>もの</u>に対し奨学金の<u>貸付けを行い、もって</u> 社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的とする。</p>
<p>第2章 奨学金の貸付け</p> <p>（奨学金の貸付対象者）</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を<u>全て</u>満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 本市に居住する者の被扶養者であること。</p> <p>(2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（以下この章において「学校等」という。）</u>に在学している者であること。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>（奨学金の貸付対象者）</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を<u>すべて</u>満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 本市に居住する者の被扶養者であること。</p> <p>(2) <u>学校等</u> <u>に在学している者であること。</u></p>
<p>○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）</p> <p>〔学校の範囲〕</p> <p>第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>〔目的〕</p> <p>第八十三条 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔修業年限〕</p> <p>第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔短期大学〕</p> <p>第八十八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。</p> <p>前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。</p> <p>～</p> <p>〔略〕</p> <p>〔専修学校〕</p> <p>第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。</p> <p>一 修業年限が一年以上であること。</p> <p>二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。</p> <p>三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。</p> <p>〔高等課程・専門課程・一般課程〕</p> <p>第二百五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。</p> <p>専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。</p> <p>専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。</p> <p>専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。</p>	

(3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。

(4) 国、他の地方公共団体又はその他の団体から奨学金の貸付けその他の規則で定める措置を受けていないこと。

(貸付申請)

第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第4条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、教育委員会の意見を聴き、規則で定める定数内において市長が決定する。

(奨学金の貸付額)

第5条 奨学金の貸付額は、別表に定めるところによる。

2 自宅外から大学、短期大学又は専修学校(専門課程に限る。)に通学する者が奨学金の貸付申請の際申し出た場合は、前項の貸付額に月額10,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算することができる。

3 前2項に定めるもののほか、学校等の第1学年に在学する者から奨学金の貸付申請の際申出があった場合は、初回の貸付額に200,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算することができる。

(奨学金の減額等)

第6条 奨学金の貸付けの申請に際し、奨学金の減額を申し出た者については、前条第1項の規定にかかわらず、別表に定める額の2分の1に相当する額を減額して貸し付けることができる。

2 奨学生は、いつでも奨学金の貸付けの辞退を申し出ることができる。

3 前項の申出があったときは、当該申出があった日の属する月の翌月をもって奨学金の貸付けを廃止する。

(貸付けの期間)

第7条 奨学金の貸付けは、奨学生の在学する学校等の正規の修学月数分を超えて行うことができない。

(報告義務)

第8条 奨学生は、規則で定めるところにより、毎年定期にその修学状況等を報告しなければならない。

2 前項に規定する報告のほか、奨学生は、休学、復学、退学等修学状況の異動が生じた場合は、直ちにその旨報告しなければならない。

(奨学金の休止)

第9条 市長は、奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の貸付けを休止することができる。

(奨学金の停止等)

第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを停止又は廃止することができる。

(1) 第2条に掲げる要件を欠いたとき。

(2) 病気その他の理由により学業を続ける見込がないと認められるとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。

(4) 国、他の地方公共団体又はその他の団体から奨学金の貸付けその他の規則で定める措置を受けていないこと。

(貸付申請)

第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第4条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、教育委員会の意見を聴き、規則で定める定数内において市長が決定する。

(奨学金の貸付額)

第5条 奨学金の貸付額は、別表に定めるところによる。

2 自宅外から大学、短期大学又は専修学校(専門課程に限る。)に通学する者が奨学金の貸付申請の際申し出た場合は、前項の貸付額に月額10,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算することができる。

3 前2項に定めるもののほか、学校等の第1学年に在学する者から奨学金の貸付申請の際申出があった場合は、初回の貸付額に200,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算することができる。

(奨学金の減額等)

第6条 奨学金の貸付けの申請に際し、奨学金の減額貸付を申し出た者については、前条第1項の規定にかかわらず、別表に定める額の2分の1に相当する額を減額して貸し付けることができる。

2 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

3 前項の申出があったときは、当該申出があった日の属する月の翌月をもって奨学金の貸付けを廃止する。

(貸付けの期間)

第7条 奨学金の貸付けは、奨学生の在学する学校等の正規の修学月数分を超えて行うことができない。

(報告義務)

第8条 奨学生は、規則で定めるところにより、毎年定期にその修学状況等を報告しなければならない。

2 前項に規定する報告のほか、奨学生は、休学、復学、退学等修学状況の異動が生じた場合は、直ちにその旨報告しなければならない。

(奨学金の休止)

第9条 市長は、奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の貸付けを休止することができる。

(奨学金の停止等)

第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを停止又は廃止することができる。

(1) 第2条に掲げる要件を欠いたとき。

(2) 病気その他の理由により学業を続ける見込がないと認められるとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、性行不良等奨学金の貸付けを受けることが適当でない認められるとき。

2 市長は、前項の規定により奨学金の貸付けを停止された者について、当該停止の原因となった事由が消滅したときは、当該奨学生の申出により、当該停止を解除することができる。

(奨学金の返還)

第11条 奨学金は、在学する学校等を卒業した日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から15年を超えない範囲内において規則で定める期間内に年賦、半年賦又は月賦によりこれを返還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することを妨げない。

2 奨学生が奨学金の貸付けを廃止されたときは、その決定の日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から前項の規定に準じて奨学金を返還しなければならない。

3 奨学金には、利息を付さない。

(返還の猶予)

第12条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、その申出により相当の期間奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 大学その他規則で定める教育施設に在学しているとき。

(2) 病気その他特別の事情により奨学金の返還が困難であると認められるとき。

(返還の免除)

第13条 奨学生が死亡し、又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族等の申出により奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(4) 前3号に定めるもののほか、性行不良等奨学金の貸付けを受けることが適当でない認められるとき。

2 市長は、前項の規定により奨学金の貸付けを停止された者について、当該停止の原因となった事由が消滅したときは、当該奨学生の申出により、当該停止を解除することができる。

(奨学金の返還)

第11条 奨学金は、在学する学校等を卒業した日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から15年を超えない範囲内において規則で定める期間内に年賦、半年賦又は月賦によりこれを返還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することを妨げない。

2 奨学生が奨学金の貸付けを廃止されたときは、その決定の日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から前項の規定に準じて奨学金を返還しなければならない。

3 奨学金には、利息を付さない。

(返還の猶予)

第12条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、その申出により相当の期間奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 大学その他規則で定める教育施設に在学しているとき。

(2) 病気その他特別の事情により奨学金の返還が困難であると認められるとき。

(返還の免除)

第13条 奨学生が死亡し、又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族等の申出により奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第3章 高校等進学支援金の支給

(支援金の支給)

第14条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、高校等進学支援金(以下「支援金」という。)を支給する。

(1) 本市に居住する者であること。

(2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に掲げる高等学校等(第18条において単に「高等学校等」という。)への翌年度の入学を許可された者であること。

〔新設〕

〔新設〕

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)(抄)
(定義)

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校(専攻科及び別科を除く。以下同じ。)
- 二 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第三項において同じ。)
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)
- 五 専修学校及び各種学校(これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの(第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。)を含む。)

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)(抄)
(専修学校及び各種学校)

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第二条第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 専修学校の高等課程
- 二 専修学校の一般課程であって、次に掲げる教育施設の指定を受けたもの
 - イ 保健師助産師看護師法(昭和三十二年法律第二百三十三号)第二十二号第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する准看護師養成所
 - ロ 調理師法(昭和三十二年法律第四百七十七号)第三条第一項第一号に規定する調理師養成施設
 - ハ 製菓衛生師法(昭和三十九年法律第百五十五号)第五条第一号に規定する製菓衛生師養成施設
- 三 各種学校であって、前号イからハまでに掲げる教育施設の指定を受けたもの
- 四 各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするものうち、次に掲げるもの
 - イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの
 - ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの

2 前項第四号の指定又は指定の変更は、官報に告示して行うものとする。

3 法第二条第五号の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百四十四号)による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科とする。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていること又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。）の所得割が非課税であること。

(4) 過去にこの条例による支援金の支給を受けていない者であること。

(5) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号又は第3号に掲げる者に該当しない者であること。

（支給申請）

第15条 支援金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

（支援対象者の決定）

第16条 支援金の支給を受ける者（第18条において「支援対象者」という。）は、教育委員会の意見を聴き、市長が決定する。

（支援金の支給額）

第17条 支援金の支給額は、40,000円とする。

（支給決定の取消し）

第18条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援対象者に係る支給の決定を取り消すこととする。

(1) 高等学校等に入学しなかったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

2 支援対象者は、前項の規定により支援金の支給を取り消された場合において、既に支給を受けた支援金があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。

第4章 雑則

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（熊本市育英奨学基金条例の廃止）

2 熊本市育英奨学基金条例（昭和43年条例第15号）は、廃止する。

別表（第5条関係）

区分		月額
高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程	国立及び公立の学校	18,000円
	私立の学校	30,000円
大学、短期大学及び専修学校の専門課程	国立及び公立の学校	42,000円
	私立の学校	51,000円

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（熊本市育英奨学基金条例の廃止）

2 熊本市育英奨学基金条例（昭和43年条例第15号）は、廃止する。

別表

区分		月額
高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程	国立及び公立の学校	18,000円
	私立の学校	30,000円
大学、短期大学及び専修学校の専門課程	国立及び公立の学校	42,000円
	私立の学校	51,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

熊本市高校等進学支援金制度の概要について(案)

教育委員会事務局指導課

1 内容

令和4年度(2022年度)に熊本市高校等進学支援金制度を創設し、令和5年度(2023年度)高校等進学者(現在の中学2年生)から支給を開始する。

2 目的

高校等へ進学する生活困窮者等に対し支援金を支給し、経済的負担の軽減を図る。

3 対象者

次の項目の全てに該当する方

- (1) 申請時に申請者が高校等への進学を希望し、申請の次年度に高校等へ入学すること。
- (2) 申請日時点で申請者が熊本市内に住所を有すること。
- (3) 申請日時点で生活保護を受給していること、又は世帯者全員の市町村民税所得割が非課税であること。
- (4) 過去に熊本市高校等進学支援金の支給を受けていないこと。
- (5) 暴力団員や暴力団密接関係者に該当しない者であること。

4 対象人数

約 1,200 人

算定基礎

生徒又は保護者が熊本市に住所を有し、令和3年度(2021年度)に国公立中学校等に在学している中学2年生のうち、生活保護及び就学援助を受けている生徒数から算定

5 支給金額

1人あたり一律 40,000 円(令和4年度当初予算案)

算定基礎

市立高等学校の入学前の説明会時に全員購入が必要な学用品等の概算金額

6 今後のスケジュール

令和4年(2022年)

- | | |
|-------|--|
| 2月 | 令和4年第1回定例会へ令和4年度当初予算案及び熊本市奨学金条例の一部改正案を上程 |
| 3月 | 熊本市奨学金条例施行規則の一部改正 |
| 4月～8月 | 要綱の制定、制度周知リーフレット及び募集案内等の作成 |
| 9月 | 制度周知リーフレット及び募集案内等の配付 |
| 11月 | 申請書の受付 |

令和5年(2023年)

- | | |
|-----|------------------------|
| 1月～ | 申請者からの高校等の合格通知書を確認後、支給 |
|-----|------------------------|

改正後（案）	現行	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 奨学金の貸付け（第2条 第21条）</p> <p>第3章 高校等進学支援金の支給（第22条 第24条）</p> <p>第4章 雑則（第25条・第26条）</p> <p>附則</p>	<p>〔新設〕</p>	
<p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本市奨学金条例（平成14年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本市奨学金条例（平成14年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p>第2章 奨学金の貸付け</p> <p>（併用制限）</p> <p>第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める措置は、国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けとする。</p> <p>（貸付手続）</p> <p>第3条 条例第3条の規定による奨学金の貸付けの申請は、熊本市奨学金貸付申請書に次に掲げる書類を添付して、別に定める期間内に市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>（1） 生計を一にする世帯員全員の住民票の写し</p> <p>（2） 生計を一にする世帯員全員（義務教育就学前及び就学中の児童を除く。）の所得を確認できる書類</p> <p>（3） 家計の急変等により奨学金の貸付けを受けようとする者にあつては、前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>（奨学生の数）</p> <p>第4条 条例第4条に規定する規則で定める定数は、380人とする。</p> <p>（決定の通知等）</p> <p>第5条 市長は、奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）について決定したときは、奨学生決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定により奨学生として決定の通知を受けた者は、本人、扶養者、親権者（扶養者が親権者でない場合に限る。）、未成年後見人（本人が後見に付されている場合に限る。）及び連帯保証人が連署した誓約書を直ちに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 正当な理由なく前項の誓約書の提出がない場合は、市長は、第1項の決定を取り消すことができる。</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>第6条 連帯保証人は、2人とし、うち1人は扶養者でなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>（併用制限）</p> <p>第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める措置は、国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けとする。</p> <p>（貸付手続）</p> <p>第3条 条例第3条の規定により、奨学金の貸付けを受けようとする者は、熊本市奨学金貸付申請書に次に掲げる書類を添付して、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 生計を一にする世帯員全員の住民票の写し</p> <p>（2） 生計を一にする世帯員全員（義務教育就学前及び就学中の児童を除く。）の所得を確認できる書類</p> <p>（3） 家計の急変等により奨学金の貸付けを受けようとする者にあつては、前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>（奨学生の数）</p> <p>第4条 条例第4条に規定する規則で定める定数は、380人とする。</p> <p>（決定の通知等）</p> <p>第5条 市長は、奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）について決定したときは、奨学生決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定により奨学生として決定の通知を受けた者は、本人、扶養者、親権者（扶養者が親権者でない場合に限る。）、未成年後見人（本人が後見に付されている場合に限る。）及び連帯保証人が連署した誓約書を直ちに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 正当な理由なく前項の誓約書の提出がない場合は、市長は、第1項の決定を取り消すことができる。</p> <p>（連帯保証人）</p> <p>第6条 連帯保証人は、2人とし、うち1人は扶養者でなければならない。</p>	

2 扶養者である連帯保証人以外の連帯保証人は、本市に居住する独立の生計を営む者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、市外の居住者とすることができる。

3 連帯保証人を死亡等により変更しようとするとき又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があったときは、連帯保証人変更届により市長に届け出なければならない。

(自宅外通学者への加算額)

第7条 条例第5条第2項に規定する規則で定める額は、国立及び公立の学校等においては月額6,000円、私立の学校等においては10,000円とする。

(初回貸付加算額)

第8条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(減額貸付額の変更)

第9条 条例第6条の規定により奨学金の減額貸付を受けている奨学生が、減額貸付の申出をしなかったとした場合に適用となる奨学金貸付月額への変更を希望するときは、奨学金貸付額変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出により奨学金貸付額の変更を決定しときは、奨学金貸付額変更決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。

(奨学金の交付)

第10条 奨学金の貸付けは、奨学生に対し毎月当月分を交付することにより行う。ただし、特別な事情があるときは、数月分を合わせて交付することにより行うことができる。

(在学状況に変更が生じた場合の処理)

第11条 奨学生が転学又は編入学をした場合における当該転学又は編入学以後の貸付額の月額、条例別表の当該転学又は編入学以後に在学する学校等の区分に応じた額とする。

2 前項の規定は、第7条に規定する自宅外通学者への加算額について準用する。

3 奨学生又は奨学生であった者について転学、編入学、再入学等の事由が発生した場合における当該事由の発生後の奨学金の貸付期間については、当該事由の発生前に奨学金を貸し付けた月数を勘案して市長が決定するものとする。

(在学証明書の提出)

第12条 条例第8条第1項の規定により、奨学生は、貸付申請時の年を除き、在学証明書を毎年4月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、条例第12条第1号の規定に該当することにより奨学金の返還猶予を受けている者について準用する。

(異動届等)

第13条 条例第8条第2項の規定により、奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに奨学生異動届により、市長に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき。

(2) 停学又は退学の処分を受けたとき。

(3) 奨学生又は扶養者の氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき。

(4) 第2条に規定する措置を受けようとするとき。

2 奨学生が病気その他特別な理由により前項の規定による届出をすることができないときは、その

2 扶養者である連帯保証人以外の連帯保証人は、本市に居住する独立の生計を営む者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、市外の居住者とすることができる。

3 連帯保証人を死亡等により変更しようとするとき又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があったときは、連帯保証人変更届により市長に届け出なければならない。

(自宅外通学者への加算額)

第7条 条例第5条第2項に規定する規則で定める額は、国立及び公立の学校等においては月額6,000円、私立の学校等においては10,000円とする。

(初回貸付加算額)

第8条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(減額貸付額の変更)

第9条 条例第6条の規定により奨学金の減額貸付を受けている奨学生が、減額貸付の申出をしなかったとした場合に適用となる奨学金貸付月額への変更を希望するときは、奨学金貸付額変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出により奨学金貸付額の変更を決定しときは、奨学金貸付額変更決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。

(奨学金の交付)

第10条 奨学金_____は、奨学生に対し毎月当月分を交付する_____。ただし、特別な事情があるときは、数月分を合わせて交付する_____ことができる。

(在学状況に変更が生じた場合の処理)

第11条 奨学生が転学又は編入学をした場合における当該転学又は編入学以後の貸付額の月額、条例別表の当該転学又は編入学以後に在学する学校等の区分に応じた額とする。

2 前項の規定は、第7条に規定する自宅外通学者への加算額について準用する。

3 奨学生又は奨学生であった者について転学、編入学、再入学等の事由が発生した場合における当該事由の発生後の奨学金の貸付期間については、当該事由の発生前に奨学金を貸し付けた月数を勘案して市長が決定するものとする。

(在学証明書の提出)

第12条 条例第8条第1項の規定により、奨学生は、貸付申請時の年を除き、在学証明書を毎年4月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、条例第12条第1号の規定に該当することにより奨学金の返還猶予を受けている者について準用する。

(異動届等)

第13条 条例第8条第2項の規定により、奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに奨学生異動届により、市長に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき。

(2) 停学又は退学の処分を受けたとき。

(3) 奨学生又は扶養者の氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき。

(4) 第2条に規定する措置を受けようとするとき。

2 奨学生が病気その他特別な理由により前項の規定による届出をすることができないときは、その

<p>奨学生に代わり扶養者又は連帯保証人が届出をしなければならない。</p> <p>3 第1項第3号に係る届出については、奨学生であった者で奨学金の返還を完了していないものについて準用する。</p> <p>(奨学金の辞退)</p> <p>第14条 奨学生が、奨学金の貸付けを貸付期間満了前に辞退しようとするときは、奨学金辞退届を市長に提出しなければならない。</p> <p>(休止等の決定通知)</p> <p>第15条 市長は、条例第9条又は第10条第1項の規定により奨学金の休止、停止又は廃止を決定したときは、奨学金休止・停止・廃止決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。</p> <p>2 前項に規定する決定をしたときは、当該決定の日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを休止、停止又は廃止する。</p> <p>(奨学金の停止の解除)</p> <p>第16条 条例第10条第2項に規定する申出は、奨学金停止解除申請書により行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の申出により奨学金の停止の解除を決定したときは、奨学金停止解除決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。</p> <p>3 前項に規定する決定をしたときは、当該決定の日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを再開する。</p> <p>(奨学金借用証書の提出)</p> <p>第17条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた奨学金について、扶養者、親権者(扶養者が親権者でない場合に限る。)、未成年後見人(本人が後見に付されているときに限る。))及び連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書を直ちに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 学校等を卒業し、又は修了するとき。</p> <p>(2) 貸付期間が満了したとき。</p> <p>(3) 奨学金の貸付けを貸付期間満了前に廃止されたとき。</p> <p>(4) 奨学金の貸付けを貸付期間満了前に辞退したとき。</p> <p>(奨学金の返還期間)</p> <p>第18条 条例第11条第1項に規定する規則で定める期間は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(死亡届)</p> <p>第19条 奨学生が死亡したとき又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族等は、死亡届に奨学生の戸籍抄本又は死亡診断書及び奨学金借用証書を添え、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(返還猶予)</p> <p>第20条 条例第12条第1号に規定する規則で定める教育施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学院、専修学校及び各種学校(正規の修業期間が1年以上のものに限る。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が前号に準ずると認める教育施設</p> <p>2 条例第12条に規定する申出をしようとする者は、その事由を証明する書類を添えて奨学金返還</p>	<p>奨学生に代わり扶養者又は連帯保証人が届出をしなければならない。</p> <p>3 第1項第3号に係る届出については、奨学生であった者で奨学金の返還を完了していないものについて準用する。</p> <p>(奨学金の辞退)</p> <p>第14条 奨学生が、奨学金の貸付けを貸付期間満了前に辞退しようとするときは、奨学金辞退届を市長に提出しなければならない。</p> <p>(休止等の決定通知)</p> <p>第15条 市長は、条例第9条又は第10条第1項の規定により奨学金の休止、停止又は廃止を決定したときは、奨学金休止・停止・廃止決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。</p> <p>2 前項に規定する決定をしたときは、当該決定の日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを休止、停止又は廃止する。</p> <p>(奨学金の停止の解除)</p> <p>第16条 条例第10条第2項に規定する申出は、奨学金停止解除申請書により行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の申出により奨学金の停止の解除を決定したときは、奨学金停止解除決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。</p> <p>3 前項に規定する決定をしたときは、当該決定の日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを再開する。</p> <p>(奨学金借用証書の提出)</p> <p>第17条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた奨学金について、扶養者、親権者(扶養者が親権者でない場合に限る。)、未成年後見人(本人が後見に付されているときに限る。))及び連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書を直ちに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 学校等を卒業し、又は修了するとき。</p> <p>(2) 貸付期間が満了したとき。</p> <p>(3) 奨学金の貸付けを貸付期間満了前に廃止されたとき。</p> <p>(4) 奨学金の貸付けを貸付期間満了前に辞退したとき。</p> <p>(奨学金の返還期間)</p> <p>第18条 条例第11条第1項に規定する規則で定める期間は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(死亡届)</p> <p>第19条 奨学生が死亡したとき又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族等は、死亡届に奨学生の戸籍抄本又は死亡診断書及び奨学金借用証書を添え、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(返還猶予)</p> <p>第20条 条例第12条第1号に規定する規則で定める教育施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学院、専修学校及び各種学校(正規の修業期間が1年以上のものに限る。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が前号に準ずると認める教育施設</p> <p>2 条例第12条に規定する申出をしようとする者は、その事由を証明する書類を添えて奨学金返還</p>	
--	--	--

<p>猶予申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申出により奨学金の返還の猶予について決定したときは、奨学金返還猶予決定通知書により通知するものとする。</p> <p>4 条例第12条の規定により奨学金の返還を猶予する期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育施設に在学している場合 猶予決定の日の属する月から当該在学期間終了後6月を経過する月まで</p> <p>(2) 病気その他特別の事情により返還が困難である場合 猶予決定の日の属する月から当該事情が消滅する日の属する月まで</p> <p>(返還免除)</p> <p>第21条 条例第13条の規定により、遺族等が奨学金の返還免除を申し出ようとするときは、奨学金返還免除申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する申出により奨学金の返還の免除について決定したときは、奨学金返還免除決定通知書により通知するものとする。</p>	<p>猶予申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申出により奨学金の返還の猶予について決定したときは、奨学金返還猶予決定通知書により通知するものとする。</p> <p>4 奨学金返還の猶予の期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育施設に在学している場合 猶予決定の日の属する月から当該在学期間終了後6月を経過する月まで</p> <p>(2) 病気その他特別の事情により返還が困難である場合 猶予決定の日の属する月から当該事情が消滅する日の属する月まで</p> <p>(返還免除)</p> <p>第21条 条例第13条の規定により、遺族等が奨学金の返還免除を申し出ようとするときは、奨学金返還免除申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申出により奨学金の返還の免除について決定したときは、奨学金返還免除決定通知書により通知するものとする。</p>	
<p>第3章 高校等進学支援金の支給</p> <p>(申請手続)</p> <p>第22条 条例第15条の規定による支援金の支給の申請は、熊本市高校等進学支援金支給申請書に次に掲げる書類を添付して、別に定める期間内に市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていることの証明書又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。)の所得割が非課税であることの証明書</p> <p>(2) 家計の急変等により支援金の支給を受けようとする者にあつては、前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>(決定等の通知)</p> <p>第23条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類の提出を行った者(この条において「申請者」という。)が条例第14条第1号及び第3号から第5号までに掲げる要件の全てを満たすときは熊本市高校等進学支援金通知書により、当該要件のいずれかを満たさないときは熊本市高校等進学支援金不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の熊本市高校等進学支援金通知書により通知した申請者に対し、支援対象者として決定したときは熊本市高校等進学支援金支給決定通知書により、支援対象者としてしないことを決定したときは前項の熊本市高校等進学支援金不支給決定通知書により通知するものとする。</p> <p>(取消しの通知)</p> <p>第24条 市長は、条例第18条第1項の規定により支援金の支給の決定を取り消したときは、熊本市高校等進学支援金取消決定通知書により支援対象者に通知するものとする。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	
<p>第4章 雑則</p> <p>(書類の様式等)</p> <p>第25条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定める</p>	<p>〔新設〕</p> <p>(書類の様式等)</p> <p>第22条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定める</p>	

<p>ところによる。</p> <p>2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>ところによる。</p> <p>2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。</p> <p><u>(雑則)</u></p> <p>第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	
--	--	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。